

かわまな 子育て支援 ガイドブック

2025



川俣町こども家庭センター
TEL 024-566-2111
FAX 024-566-2438

川俣町の子育て情報が
まるごと確認できます。
医療情報やイベント情報も！

かわまた子育て支援ガイドブック 2025

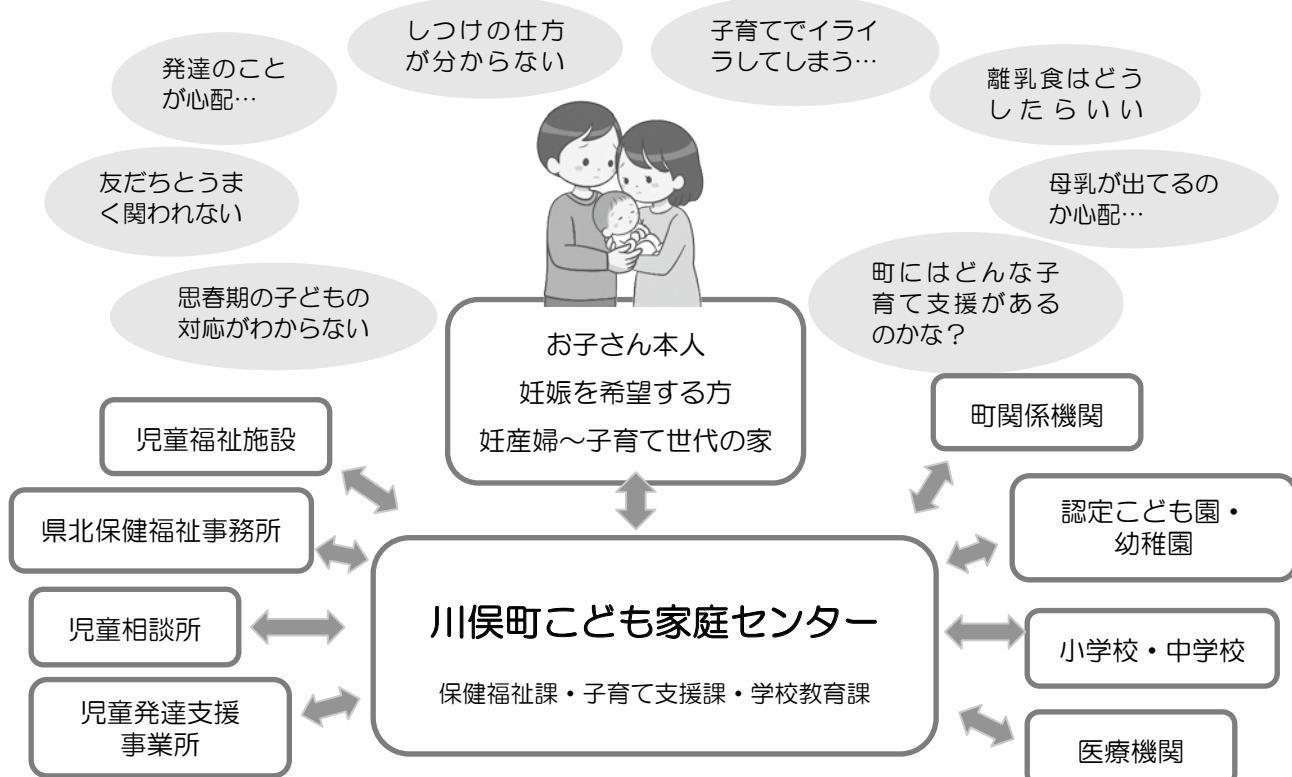
— 目 次 —

・川俣町こども家庭センター	1
・子育てカレンダー	2-3
・妊娠したとき（届け出）	4
・妊娠したとき（子育て支援）	5
・赤ちゃんが生まれたら（届け出）	6
・赤ちゃんが生まれたら（健康診査等）	7
・赤ちゃんが生まれたら（経済的な支援）	8
・乳幼児（0～5歳）の健診・相談支援	10
・乳幼児（0～5歳）と親への子育て支援	13
・認定こども園を利用するには	17
・かわまた認定こども園	18
・山木屋幼稚園（※休園中です）	19
・小学校・中学校に入学するとき	20
・入学・進学するとき（経済的な支援）	21
・放課後の預かり・こどもの居場所	23
・ひとり親になったとき（経済的な支援）	25
・ひとり親になったとき（相談・支援）	27
・子どもに障がいのあるとき（経済的な支援）	28
・子どもに障がいのあるとき（生活支援）	30
・子どもの遊び場	31
・不妊に関するご相談・支援	34
・悩み・困りごと・いのち・人権に関する相談窓口	36
・子どもがけが・病気になったとき	38

妊娠・出産・子育てのご相談は “川俣町こども家庭センター” へ

問い合わせ 川俣町こども家庭センター（保健福祉課 健康増進係 内線 2202
子育て支援課 子育て支援係 内線 2302）

お子さん本人や、妊娠・出産・子育て中のみなさん、こんな悩みはありませんか？



開設時間は

午前8時30分～午後5時15分
(土・日・祝日・年末年始は休み)

子育て世代が抱えるさまざまな不安や悩み、困りごとなどの相談に応じ、関係機関等と連絡・調整し安心して子育てができるよう支援します。

妊産婦、子育て世代、子どもご本人の不安や悩み、困りごと、どんなことでもご相談ください。

相談室で、ゆったりとした雰囲気の中でお話しできます。
(お子様のプレイスペースもあります)



子

育

て

力

妊娠

出産～5か月

6か月～2歳

届出・サービス

妊娠届

出生届

子育ておしゃべり会

子育てほっとステーション



子育て支援センター派遣事業

認定こども園 3号

ファミサポ利用券（無料化）

ブックスタート

知育絵本配布

母子手帳交付

すぐすぐ育児相談

すぐすぐ発達相談

妊娠訪問＆記念品

産後健診

妊娠健康診査

産後ケア事業

新生児・産婦訪問

新生児聴覚検査

1か月児健診

3～4か月児健診

予防接種

9～10か月児健診

1歳6か月児健診

2歳6か月児歯科健診

離乳食教室4～7か月

妊娠婦タクシー利用助成

妊娠のための支援給付金

保育料の完全無償化（認定こども園）

出産祝金

児童手当

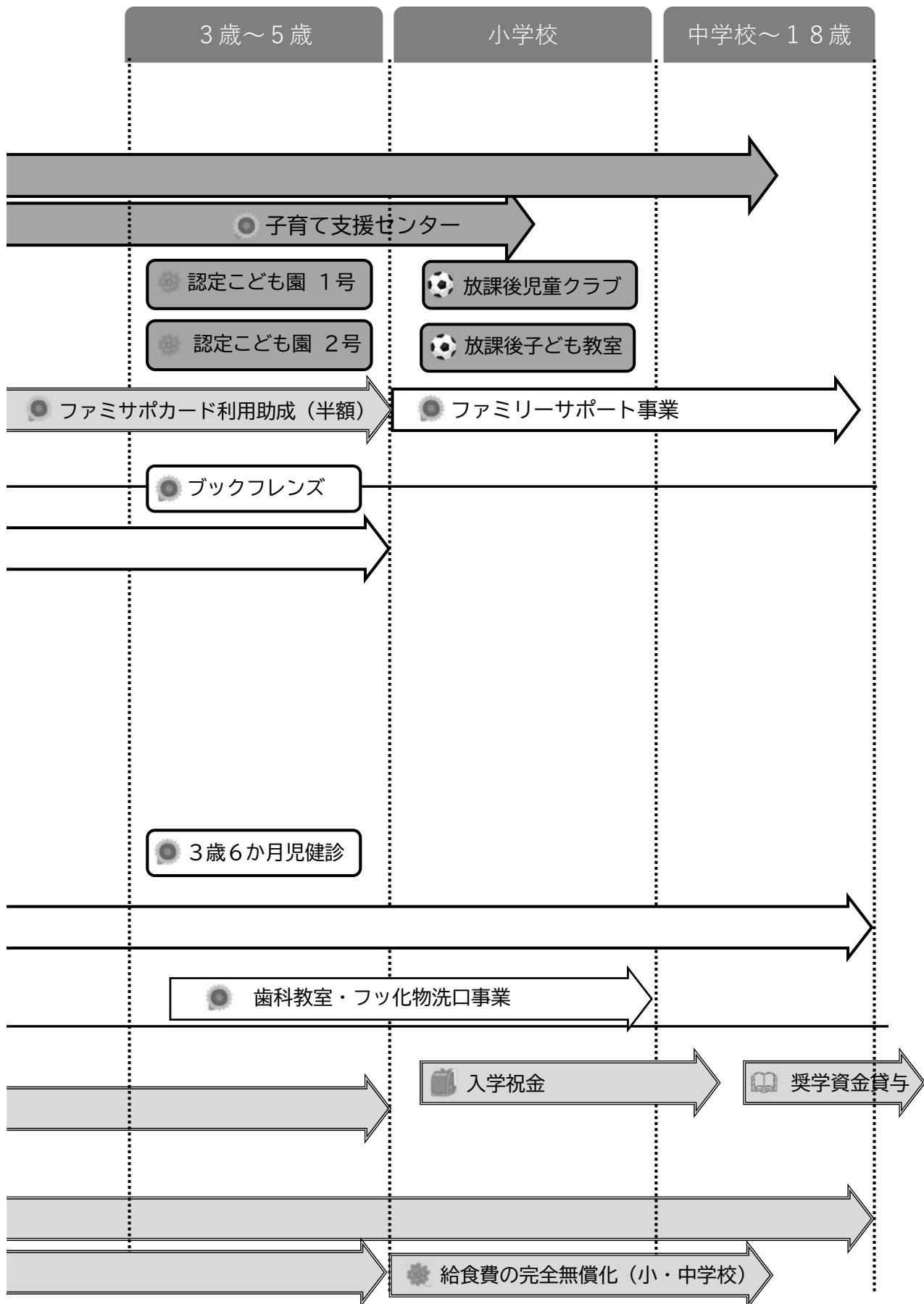
子ども医療費助成

給食費の完全無償化（認定こども園）

母子の健康

経済的支援

し ン ダ ー





妊娠したとき（届け出）

〔問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202〕

妊娠に気付いたら、できるだけ早く産科医療機関を受診して、妊娠届出をし「母子健康手帳」の交付を受けましょう。

「母子健康手帳」は、妊娠中の経過からお子さんの健康・発達の記録となる大切なものです。また、妊婦健康診査、出生届、乳幼児健康診査、お子さんの予防接種の際に必要となります。

交付場所	川俣町役場 保健福祉課 健康増進係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出書 ※届出用紙は窓口で記入していただきます。 ・個人番号カード <p>(無い場合は、通知カードと本人確認の証明書)</p>

○マイナポータルのピッタリサービスからのオンライン申請も受け付けています。

かわまた元気っ子アプリ

〔問い合わせ 川俣町こども家庭センター
(保健福祉課 健康増進係 内線 2202
子育て支援課 子育て支援係 内線 2302)〕

川俣町が提供する、妊娠期から子育て期まで、安心して使うことができる子育て支援アプリです。健診の日程や認定こども園・幼稚園の申し込みのお知らせなど、お子さんの年齢に合わせた必要な情報を受け取ることができます。

利用料は無料です。(通信料はご負担ください)

アプリストアにて「母子モ」で検索するか、または下記 QR コードからダウンロードしてください。

登録の際はお子さんの生年月日を忘れずにご登録ください

●かわまた元気っ子アプリでできること

- ・“できたよ記念日”など、写真とコメント付きで記録し、日々の出来事を記録として残せます。
- ・お子さんの成長記録や思い出を、他の家族と共有することができます。
- ・出生日と接種状況に応じて、予防接種の最適なスケジュールをお知らせします。
- ・予防接種や健診の予定日になるとプッシュ通知でお知らせし、受け忘れを防止できます
- ・そのほか、子育て関係のイベントや、母子保健の予定、各種お知らせなど、アプリ内で確認することができます。



妊娠したとき（子育て支援）



● 初回産科受診料助成事業

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

「妊娠したかも？」という方が妊娠判定を受ける初回の産科受診の費用を助成します。

- 対象者：初回産科受診時に川俣町内に住所があり、他市町村で初回産科受診料助成を受けていない方
- 助成費用・方法：医療機関が発行する領収書及び明細書をご持参のうえ、窓口においてください。10,000円を上限に助成します。

● 妊産婦タクシー利用助成事業

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

妊娠健診、出産時、産後健診、緊急時等で、医療機関に通院または帰宅するときにタクシーを利用した場合に乗車料金を助成します。

- 対象者：助成申請時、および利用時に川俣町に住所を有する妊産婦で、母子手帳の交付を受けた方
- 助成方法：役場へ妊産婦タクシー利用助成券交付申請書を提出し、タクシー利用券をお受け取りください。
- 利用回数：片道を1回分とし、計12回分利用できます。
- 利用助成区間：原則、自宅から医療機関または医療機関から自宅までの金額を助成します。（そのほか、詳細は係までお問い合わせください。）
- 有効期限：タクシー利用助成券が交付された日より出産した児が生後4か月末まで

● 妊婦のための支援給付金

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

妊娠届出時と妊娠8カ月頃に、妊婦のための支援給付金として5万円ずつ支給いたします。出産子育て準備等にお役立てください。

- 妊娠おめでとうギフト：妊娠届出時の保健師との面談後、妊婦一人当たり5万円現金給付
- 出産応援ギフト：妊婦訪問（妊娠週数32週以降）後、胎児一人当たり5万円現金給付

● 妊婦訪問記念品

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

出産を応援する気持ちを込めて、保健師による妊婦訪問時、紙おむつなど町からの記念品をお渡しします。

♥ 妊婦健康診査

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

妊婦健康診査は、妊婦さんの健康状態やおなかの赤ちゃんの成長を確認し、妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事出産を迎えていただくためのものです。川俣町では、妊娠期間中15回までの妊婦健康診査の費用を助成します。

妊娠届出の際に母子健康手帳と一緒に「妊婦健康診査受診票」を交付します。

●手続き

受診場所	福島県内医療機関の産科
持参するもの	医療機関には次のものを持参してください。 <ul style="list-style-type: none">母子健康手帳妊婦健康診査受診票 ※県外の医療機関を受診される場合は、健診費用を支払った後、保健福祉課健康増進係で助成手続きを行ってください。

♥ 子育て支援センター派遣事業

妊婦または乳幼児がいる保護者が体調不良などにより、家事をする人がいない家庭に、必要な研修を修了したサポーターを派遣し、家事に関する支援や育児に関する支援を行います。

詳細は、15ページをご覧ください。



赤ちゃんが生まれたら（届け出）



♥ 出生届

[問い合わせ 町民税務課 町民係 内線 1305]

お子さんが生まれたとき、身分関係を記録するために戸籍の届出が必要となります。生まれた日から14日以内に町民税務課に届出してください。届出書は、医療機関や役場で受け取れます。

●手続き

届出場所	川俣町役場 町民税務課町民係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">出生届書（医師等の出生証明があるもの）母子健康手帳

♥ 児童手当の申請 ※8ページをご覧ください。

♥ 子ども医療費助成の届け出 ※9ページをご覧ください。

♥ ファミサポカード利用助成事業・ファミサポ利用助成券配付事業

※14、15ページをご覧ください。

♥ 子育て応援パスポート「ファミたんカード」

〔問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302〕

お子さん（18歳に達した後の最初の3月31日を迎えるまでの方）がいる世帯の方が、川俣町からファミたんカードの交付を受け、あらかじめ承認を受けた協賛店舗等でこのカードを提示すると、様々な子育て応援サービスが受けられます。協賛店、サービス内容は福島県ホームページまたは携帯サイトから「ファミたんカード」で検索できます。



赤ちゃんが生まれたら（健康診査等）



♥ 産後ケア事業

〔問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202〕

出産後のお母さんの疲労回復や母乳育児支援、育児不安の解消等を目的として実施しています。助産師による専門的な支援を受けられます。

- 対象者：産後1年以内の産婦の方
- 利用日数：日帰り、宿泊 最大3日まで
- 利用料金：日帰り無料（双子も無料）、宿泊5,274円（双子5,961円）
- 利用場所：福島県助産師会が運営する助産所等
- 申込み：利用申請書を担当窓口に提出してください

♥ 新生児聴覚検査

〔問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202〕

生まれて間もない赤ちゃんの耳の聞こえの状態を確認する検査です。お子さんが生まれた産科医療機関等で受けた検査費用を最大3回まで助成します。

♥ 産後2週間健康診査・産後1か月健康診査

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

妊婦健康診査に加えて、産後2週間健康診査及び産後1か月健康診査（産婦のみ、1人につき各1回分）の費用を助成しています。



赤ちゃんが生まれたら（経済的な支援）



♥ 出産育児一時金

問い合わせ

- 川俣町国民健康保険加入の方：保健福祉課 国保年金係（内線 1405）
- 上記以外の健康保険加入の方：勤務先または、加入している健康保険

公的医療保険の加入者が出産したとき、お子さん一人につき原則 50 万円が「直接支払制度」または「受取代理制度」により、医療機関に支払われます。（※全額を被保険者が支払い、直接、被保険者が受け取る償還払い制度もあります）

早産や流産、死産等の場合も妊娠 12 週（妊娠 85 日）以後であれば支給の対象となります。

- 直接支払制度：病院等の出産施設が、被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請を行い、直接保険者から支払いを受ける制度です。（※取り扱いは直接施設に確認してください）
- 受取代理制度：被保険者（出産者等）が出産一時金の支給申請を行い、出産施設が被保険者に代わって受け取る仕組みです。

♥ 出産祝金

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

赤ちゃんの出生と健やかな成長を願って、町からお祝い金を支給いたします。

第一子 10 万円、第二子 20 万円、第三子以降 30 万円の祝い金を保護者に支給いたします。

お子さんが誕生してから、6か月以内に申請書を提出してください。

- 保護者が川俣町に転入してから 1 年に満たない場合は、1 年経過後すみやかに申請書を提出してください。

※ただし、申請日現在において町税等に滞納がある場合は、支給されません。

♥ 児童手当

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

児童手当は、子どもと暮らし、養い、守り育てている方の生活を安定させ、生活の質が高まる

よう支援することを目的として支給されるものです。支給対象の児童を養育している方が請求することができます。

(令和6年10月分から次のとおり制度が拡充されました)

●所得要件：所得制限なし

●支給月額：【3歳未満】第1・2子：15,000円／第3子以降30,000円

【3歳以上高校生年代】第1・2子：10,000円／第3子以降：30,000円

●支払時期：原則として、毎年6回（偶数月）に各前月分までの2か月分が支給されます。

※児童手当の認定は、申請月の翌月からになります。

※養育している方が公務員の場合は、勤務先での申請となります。

※児童養護施設等入所または里親委託中の児童は、施設設置者または里親での申請になります。

●手続き

申請場所	川俣町役場 子育て支援課 子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・資格確認書等（請求者のもの）・請求者本人名義の預金通帳・個人番号カード <p>（無い場合は、通知カードと本人確認の証明書）</p>

※マイナポータルのピッタリサービスからのオンライン申請も受け付けています。

♥ 子ども医療費助成

〔問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線2302〕

子どもが必要とする医療を容易に受けられるようにするため、医療費を助成しています。

これは、18歳まで（出生から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）のお子さんが病気やケガで医師の治療を受けたとき、保険診療による自己負担金並びに入院時食事療養費を助成する制度です。

ただし、健康保険から給付される高額療養費及び付加給付がある場合には、その分を差し引き助成となります。

●助成対象者：川俣町内に住所があり、健康保険に加入している0歳から18歳までの子ども。

ただし、生活保護法の適用を受けている方は除かれます。

●手続き

申請場所	川俣町役場 子育て支援課 子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・資格確認書等（助成を受けるお子さんの氏名が記載されたもの）・受給者（保護者）名義の金融機関の預金通帳

【助成の受け方】

●社会保険、共済組合等に加入している場合：医療機関の窓口に「マイナ保険証」または「資格確認書等」と「受給資格者証」を提示してください。自己負担金の支払いの必要がありません。

●川俣町国民健康保険に加入している方：医療機関の窓口に「マイナ保険証」または「資格確認書」を提示してください。自己負担金の支払いの必要がありません。ただし、入院した時の食

事療養費など窓口で負担があった場合は、手続きが必要になります。

●医療費償還払い

一部の医療機関では窓口無料にならない場合があります。その際は、領収書を持参のうえ、子育て支援係に備えてある「子ども医療費助成申請書」を記入し提出してください。指定された金融機関口座に振込いたします。

※「子ども医療費助成申請書」は、川俣町ホームページからもダウンロードできます。

♥ 養育医療

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

母子保健法の定めにより、出生時の体重が2,000g以下等で、医師が養育のために入院が必要と認めた未熟児（1歳未満）に対し、養育に必要な医療の給付を行いうものです。

●対象：保護者が川俣町に住所を有し、医師が入院養育を必要と認めた1歳未満の未熟児

♥ 国民年金保険料の産前産後期間の免除制度

[問い合わせ 保健福祉課 国保年金係 内線 1405]

国民年金第1号被保険者の方が出産された際に、産前産後の一定期間国民年金保険料が免除され、納付したものとして年金額に反映されます。

●対象者：国民年金1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方。

※国民年金の任意加入者は対象外。

●免除される期間：出産予定月（または出産月）の前月から4か月分。多胎妊娠の場合は、出産予定月（または出産月）の3か月前から6か月間。

●提出時期：出産予定日の6か月前から。出産後も届け出は可能です。

乳幼児（0～5歳）の健診・相談支援



[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

●新生児・産婦訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳と一緒に渡した「新生児出生連絡票」を出生届時に保健福祉課健康増進係へ提出してください。その後、保健師がご家庭を訪問し、赤ちゃんの成長の確認や育児、お母さんの健康状態等の相談に応じます。

また、乳幼児健康診査や予防接種などについても説明いたします。

●対象者：生後2か月前までの赤ちゃんとお母さん

● すぐすぐ育児相談（乳幼児）

毎月1回、保健センターで身体測定や育児に関する相談を行っております。どの月齢のお子さんにおかかる相談でも結構です。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

開催日時については、子育て支援アプリ『かわまた元気っ子アプリ』・町広報紙やホームページでお知らせしています。予約制のため、保健福祉課健康増進係へご相談ください。

● すぐすぐ発達相談（乳幼児）

乳幼児の発達などに関する相談を行っています。予約制のため、ご希望の方は、保健福祉課健康増進係へご相談ください。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

● 乳幼児健康診査と絵本のプレゼント

乳幼児の健康管理、病気の早期発見、健やかな成長を支援するため、1か月児・3~4か月児・9~10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児歯科・3歳6か月児を対象に行っています。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

開催日時や対象児内容等については、個別で通知します。また、子育て支援アプリ『かわまた元気っ子アプリ』・町広報紙やホームページでお知らせしています。

- **1か月児健診時**：妊娠届出の際に受診票をお渡しし、費用の助成を行っております。
- **3~4か月児健診時**：赤ちゃんが初めて出会う絵本体験として、読み聞かせボランティアが選んだ絵本の中から1冊をプレゼントする「ブックスタート」を実施しています。
- **9~10か月児健診時**：赤ちゃんの言葉や成長を促すパーソナル知育絵本と交換できるチケットをお渡しします。
- **1歳6か月児健診時**：希望者には虫歯予防のために「フッ化物塗布」を行います。
- **2歳6か月児歯科健診時**：2歳6か月児歯科健診では保護者の方の歯科健診も行います。
- **3歳6か月児健診時**：親子が一緒に読み聞かせを楽しめるよう、読み聞かせボランティアが選んだ絵本の中から1冊をプレゼントする「ブックフレンズ」を実施しています。

● 離乳食教室（4~7か月児）

離乳食の進め方などについて、お話しをします。お子さんの身長・体重測定も行いますので、お子さんと一緒に参加してください。

開催日時や対象児については、子育て支援アプリ『かわまた元気っ子アプリ』・町広報紙やホームページ

ページでお知らせします。

母子健康手帳を忘れずにご持参ください。

● 予防接種

赤ちゃんや子どもは、病気にかかりやすく、重症化するリスクが高いことがあります、予防接種で予防できる病気もあります。お子さんの健やかな成長のために、予防接種の効果や副反応について正しく理解し接種しましょう。

●定期接種について

「予防接種のしおり (予診票)」とは	<ul style="list-style-type: none">予防接種を公費負担(無料)で接種するために必要な予診票が綴られています。生後2か月から小学校入学前まで使用します。
交付場所	<ul style="list-style-type: none">産後1～2ヶ月頃の赤ちゃん訪問でお渡しします。転入された方は、保健福祉課健康増進係までお越しください。その際は、母子健康手帳及び身分証明書を忘れずにご持参ください。

●任意接種について

法律で定められているものの他に保護者の方が希望で受けるものを「任意予防接種」といい、おたふくかぜなどがあります。すべて自己負担となりますので、かかりつけの医師と相談し、必要時に受けてください。

なお、インフルエンザ予防接種については、一部費用を助成していますので、保健福祉課健康増進係にお問い合わせください。

● その他

●手作りおやつの紹介（3歳6ヶ月児健診時）

3歳6ヶ月児健診の際に、3回の食事では取り切れない栄養を補えるようなおやつを町管理栄養士が考え、レシピとともに試食を配布しています。

●歯科教室・フッ化物洗口

こどもの虫歯が多い川俣町では、虫歯予防として、かわまた認定こども園の4・5歳児を対象に、歯科衛生士による歯科教室（年1回）と希望制でフッ化物洗口液でのうがい（週1回）を実施しています。

※町内の小学校でも実施しています。（フッ化物洗口は希望制です）

乳幼児（0～5歳）と親への子育て支援



[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

● 子育てほっとステーション

子育て親子の交流の場の提供と交流の促進、子育て等に関する相談・情報の提供を行います。

さまざまな催しを企画し、毎月、広報誌等へ掲載いたしております。

事前の予約はいりません。開催日のお好きな時間帯にお気軽に立ち寄りください。

●開催場所：川俣町保健センター 多目的ホールまたは和室

●開催時間：毎週 水・木・金 午前9時～午後2時

● 子育ておしゃべり会

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

日頃の子育てなどで困っていること悩んでいることなどを、助産師や公認心理師、保健師を交えておしゃべりし、その中から子育てのヒントを得たり、アドバイスが得られる機会を設けています。

お母さんが「おしゃべり会」に参加している間、お子さんをお預かりいたしますので、安心して参加できます。

開催日時などについては、広報紙等でお知らせいたします。

● ブックスタート（3～4か月児健診時）

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

子育ての中に絵本を使って、子どもが成長に応じて多くの本と出会えるよう応援し、保護者が地域の中でたのしく子育てができるように支援するものです。お子さんの3～4か月児健康診査時に、読み聞かせボランティアと子育て支援係員が選んだ絵本の中から、保護者が気に入った1冊をプレゼントします。

● パーソナル知育絵本事業（9～10か月児、1歳6か月児、2歳6か月児健康診査時）

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

お子さんの名前で語りかけ、読み聞かせすることで、言葉の理解や発達を促すパーソナル知育絵本をプレゼントします。9～10か月児・1歳6か月児・2歳6か月児健康診査時に、それぞれの月齢にあった絵本のチケットをお渡します。チケットを使用してWEB上でお子さんの名前や必要情報を入力すれば、お子さんだけの特別な絵本が作れます。

● ブックフレンズ（3歳6か月児健診時）

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

親子で絵本に親しむ機会を増やすために、読み聞かせボランティアが選んだ絵本の中から1冊をプレゼントします。

● ファミリーサポート事業

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302
実施団体 特定非営利活動法人コミュニティちばたけ
☎090-7073-4348]

育児の援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）が会員となり、お互いに信頼関係を築きながら子どもを預け・預かる、地域が主体となって行う子育て支援の有償ボランティア活動です。実施団体が事務局となり、責任をもって仲介・斡旋を行いますので、安心してご利用いただけます。

●入会申込：入会するには事前登録が必要です。実施団体にお問い合わせください。

●援助活動の例

- ・保育施設（わいわいクラブ、こども園）までの送迎を行う
- ・保育施設の開始前や終了後または学校の放課後に子どもを預かる
- ・保護者の病気や急用等の場合に、子どもを預かる
- ・冠婚葬祭や兄姉の学校行事の際、子どもを預かる など

●対象年齢：0歳～満18歳

●利用時間：午前7時～午後7時まで（時間外は別途）

●利用料金：1時間 600円／時間外 100円増／病児・病後児預かり 1時間 800円

※0歳児は無料になる助成券、1～6歳（未就学児）は利用料が半額になるファミサポカードを配布しています。

● ファミサポ利用助成券配付事業

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

0歳児がいる家庭に対して、申請によりファミサポ利用助成券を配付します。上記ファミリーサポート事業で援助活動を受ける際、1時間600円の利用料について、40時間分の助成券の配布を実施します。（交通費やキャンセル料等には使えません。また、釣銭はできません。）

助成券が必要な方は、お子さんが1歳になる前までに、役場に申請書の提出が必要です。町税等の滞納の有無を確認させていただいた後に、申請した月から1年間有効な「ファミサポ利用助成券」を送付します。

なお、助成券の利用には、コミュニティちばたけへの会員登録が必要です。

● ファミサポカード利用助成事業

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

未就学児のお子さんがいる家庭に、ファミサポ事業を利用する際の利用者負担となる利用料の半額を助成します。助成を受けるためには、役場に申請書の提出が必要です。町税等の滞納の有無を確認させていただいた後に、申請した月からお子さんが6歳に達する日以後最初の3月31日まで有効な「ファミサポカード」を送付します。

なお、ファミサポカードの利用には、コミュニティちゃばたけへの会員登録が必要です。

● 子育て支援サポーター派遣事業

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

妊婦または乳幼児がいる保護者が体調不良などにより、家事をする人がいない家庭に、必要な研修を修了したサポーターを派遣し、家事に関する支援や育児に関する支援を行います。

派遣を受けるためには、役場に申請書の提出が必要です。審査後に決定通知書を送付します。決定されたら特定非営利活動法人コミュニティちゃばたけに利用の申し込みを行い、事前打ち合わせを経て、派遣を受けることができます。

●利用対象者：川俣町内に住所を有し、次のいずれにも該当する人

- ①妊婦または3歳未満の子どもを養育している人
- ②家事、育児等について他の援助を受けることができず、日常生活に支障が生じている人

●利用時間：午前9時から午後7時までの時間帯で、1時間単位のご利用で1日当たり最長4時間まで

●利用限度時間：①産前 延べ30時間

- ②出産後、子どもが1歳まで 延べ60時間
- ③子どもが1歳以上3歳未満 延べ60時間

●利用者負担金：1時間当たり 100円

●サービス内容：利用者は、サービスをサポーターと一緒に行うことが前提です。

【家事支援】

食事の準備及び後片付け、洗濯、掃除・整理整頓、生活必需品の買い物など

【育児支援】

授乳の準備、おむつ交換、沐浴介助、きょうだい（就学前）の世話など

●手続き

届出場所	川俣町役場 子育て支援課子育て支援係 内線2302
持参するもの	母子健康手帳（※申請者が妊婦の場合）

● 育児サークル（はらぺこくらぶ）

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

未就学児とその家族、マタニティママが集まり、育児に関する様々な行事や遊び等を通じて交流します。

入会申し込み、活動内容等くわしくは子育て支援課へお問い合わせください。

●対象者：未就園児とその家族

●活動日時：月1回程度（平日午前）

●活動場所：川俣町保健センター、各公民館など

●年会費：大人500円、子ども100円

●その他：詳細は子育て支援課までお問い合わせください。

● 子育て親子教室

[問い合わせ こども家庭センター 内線 2303、2202]

妊婦とそのパートナー、未就学児の親子の絆を深めたり、育児に関する悩みを解決するために、テーマに沿った講師をお招きし、教室を開催しています。

開催日時や内容については、町のホームページや子育て支援アプリ「かわまた元気っ子アプリ」等でお知らせします。

● チャイルドシートの貸出

[問い合わせ 総務課 消防交通係 内線 1106]

乳幼児を養育する保護者へチャイルドシートの貸し出しを無料で行っています。乳幼児を同乗させる保護者ドライバーの安全運転の確保と、乳幼児の身体・生命を交通事故から守るとともに、チャイルドシート着用の推進と交通安全思想の普及、啓蒙を図ることを目的としています。

●対象者：川俣町に住民登録している4歳未満の乳幼児を養育する保護者。

（借受申請時において、出産予定日が確定している者も含む）

●貸出台数：1世帯当たり1台

●貸出期間：貸し出し決定の日から、お子さんが満4歳の誕生日を迎える月の末日まで

●料金：無料

●申込み：借受申請書を総務課消防交通係へ提出してください。

（出産予定日の2週間前から受け付けます）

認定こども園等を利用するには



● 認定こども園等を利用するための認定制度

（教育・保育給付の認定）

〔問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303〕

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園・認定こども園等を利用するに当たり、必ず利用のための認定を受ける必要があります。次の認定区分により認定証を発行します。

認定区分	対象者	町内施設
1号認定	3歳～5歳（小学校就学前まで）で、幼稚園（預かり保育含む）の教育を受けるための認定	山木屋幼稚園 かわまた認定こども園
2号認定	3歳～5歳（小学校就学前まで）で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園などで保育を受けるための認定	かわまた認定こども園
3号認定	0～2歳（3歳の誕生日を迎える前日まで）で、「保育を必要とする事由」に該当し、認定こども園などで保育を受けるための認定	かわまた認定こども園

● 「保育の必要性」の認定

●認定の主な要件：就労等、妊娠・出産、保護者の疾病・障害、同居親族の介護等、災害復旧の間・求職活動（3ヶ月以内）、保護者の就学、その他町長が認める場合 等

保育の必要量	保育時間
保育標準時間	認定こども園の最大利用可能時間は <u>1日11時間</u> 保護者がおおむね1ヶ月120時間程度以上の就労をしている場合
保育短時間	認定こども園の最大利用可能時間は <u>1日8時間</u> 保護者がおおむね1ヶ月64時間以上120時間未満程度就労している場合

● 子育て支援センター（かわまた認定こども園内） ※詳細は32ページ

〔お申込み・お問い合わせ 子育て支援センター
☎572-6133（直通）〕

かわまた認定こども園内に設置されたセンターです。事前にお申込みいただければ、お子さんの在園の有無にかかわらず、子育て中の方ならどなたでもご利用できます。保育士がこどもや親子の遊びを手助けしたり、発育や発達に関する悩みに対応したりするほか、各種イベントをご用意してお待ちしています。

かわまた認定こども園



〔問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303〕

「認定こども園」は、幼稚園と保育園の機能や特徴をあわせ持つ施設です。幼稚園の「教育」機能、保育園の「保育」機能、両方の良さを得られるところに「認定こども園」の特徴があります。

川俣町では、令和5年度から公立幼稚園（山木屋幼稚園を除く）と公立保育園を廃止し、新たに公私連携保育連携型認定こども園「かわまた認定こども園」を公私連携法人「社会福祉法人 川俣町社会福祉協議会」の運営により開園しています。

●実施場所

施設名	住 所	対象児童	電話番号
かわまた認定こども園	川俣町字川原田46	0歳～5歳	024-572-6188

✿ 入園手続き

入園の申し込みは、期間を定めて受付いたします。詳しくは町の広報紙またはホームページでお知らせいたします。

届出場所	川俣町役場 子育て支援課 幼児教育係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・入園申込書（係の窓口で配布、または町のホームページからダウンロード）・証明書（勤めている方：就労証明書／就職が決まっている方：採用証明書／自営業の方：申立書など） <p>※詳しくは担当までお問い合わせください。</p>

✿ 給食費助成

全園児に自園調理による給食が提供されます。それに係る給食費保護者負担金は、令和5年度から、子育て世帯への経済的負担の軽減及び幼児の健全な育成に寄与するため、町内在住の保護者に町が全額助成（無償化）いたします。

✿ 利用料（保育料）助成

かわまた認定こども園に通う子どもの利用料は、令和6年度から、子育て世帯への経済的負担の軽減のため、町内在住の保護者に町が全額助成（無償化）いたします。

✿ その他の教育・保育利用給付・無償化を受けるための認定

（施設等利用給付の認定）

〔問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303〕

認定こども園の保育料のほかに、一時預かり保育などの保育料の無償化を受ける場合に必要な認定です。

●対象者：幼稚園（未移行園）、認可外保育施設、幼稚園等の預かり保育、一時預かり等を利用する方が対象となります。

認定区分	対象者
新1号認定	3歳から5歳（小学校就学前まで）の子どもが、私立幼稚園（新制度未移行）、特別支援学校などの利用料の無償化を受けるための認定
新2号認定	保育の必要性があり、4月1日時点で3歳以上5歳（小学校就学前まで）の子どもが、認定こども園や幼稚園、預かり保育や認可外施設等（無償化の対象施設・サービスに限る）の無償化を受けるための認定
新3号認定 (※住民税非課税世帯のみ)	保育の必要性があり、住民税非課税世帯であって、4月1日時点で、0歳から3歳未満の子どもが、預かり保育や認可外施設等（無償化の対象施設・サービスに限る）の無償化を受けるための認定

※「保育の必要性」の認定は、認定こども園の「保育の必要性」の認定と同じです。

山木屋幼稚園

※現在は入園希望者がいないため休園中です。

〔問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303〕

施設名	住 所	対象児童
山木屋幼稚園	川俣町山木屋字小塚山9-1	4歳、5歳

✿ 入園手続き

入園の申込は、期間を定めて受付いたします。詳しくは町の広報誌またはホームページでお知らせいたします。（年度途中の入園については担当までお問い合わせください。）

入園願書は、子育て支援課の窓口で配布、または町ホームページからもダウンロードできます。

●保育時間：午前8時10分～午後1時00分

●利用料（保育料）：利用料は、幼児教育・保育の無償化に伴い、無償となります。

なお、P T A会費、教材費等はかかります。

小学校 中学校に入学するとき



[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線 2003]

川俣町の小学校

学校名	住所	電話番号
川俣小学校	川俣町字宮前 36	024-566-2022
山木屋小学校	川俣町山木屋字小塚山9-1	024-563-2101

●入学の手続き：小学校に入学するお子さんの保護者に対し、1月末までに入学日を指定した「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。

子ども見守りサービス「コマモル」

[問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303]

子どもたちの安全の確保と子育て支援環境の充実を図るために、小学生を対象に「見守り端末」を無料で配布しています。小学校や公共施設等に設置された「見守りスポット」に到着または通過した際に、専用アプリを通じて保護者のスマートフォン等に通知が届くサービスです。「見守り端末」は、小学校入学時に配付します。



川俣町の中学校

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線 2003]

学校名	住所	電話番号
川俣中学校	川俣町字宮ノ脇 14	024-566-4111
山木屋中学校	川俣町山木屋字小塚山9-1	024-563-2104

●入学の手続き：中学校に入学するお子さんの保護者に対し、1月末までに入学日を指定した「入学通知書」を通知します。転居、区域外就学等の予定のある方は、学校教育課までご連絡願います。

山木屋小・中学校の「通学区特認校制度」

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線2002]

少人数のメリットを活かして、きめ細やかな学びができる山木屋小中学校で学んでみませんか。
次の就学条件を満たせば通学が可能です。

●就学条件

- (1) 現在、町内小中学校に通学している児童・生徒（川俣町に住民登録があり町外の小学校、中学校に通学している児童・生徒も含む）
- (2) 通常の学級において、適応して学校生活が送れる児童・生徒であること。
- (3) 山木屋小・中学校の教育方針及び特色ある教育活動などについて賛同・協力できること。
- (4) スクールバスによる通学ができること。
例）中央公民館から片道約15分程度です。



入学・進学するとき（経済的な支援）



小・中学校給食費無償化

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線2002]

川俣町の子育て支援事業の一環として、平成28年度より小学校、中学校の給食費について、2分の1を補助していました。令和4年度からは更なる保護者の経済的負担を軽減することを目的として全額を補助しています。

小・中学校入学祝金

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線2302]

川俣町に住所を有し、小・中学校に入学する児童生徒を養育している保護者に対し、児童生徒1人につき5万円を支給いたします。

ただし、申請日現在において町税等に滞納がある場合は支給されません。

- 手続き：入学する年の1月に該当する方へ申請書を郵送いたしますので、子育て支援課まで提出してください。
- 支給方法について：指定の口座（保護者名義）へお振込いたします。

要保護・準要保護児童生徒援助費

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線2003]

お子さんを小中学校へ通学させるにあたり、経済的な理由等によって学用品費など学校での学習に必要な費用の支払いが困難な保護者に対し、その一部を援助します。

- 対象者：川俣町に住所を有している児童生徒の保護者で、要件に該当する場合が対象になります。ただし世帯の総所得額等によって、必ずしも認定になるとは限りません。
- 援助される費目：学用品費、校外活動費、新入学用品費、修学旅行費
- 申請方法：学校を通してお知らせを配布いたしますので、期限までに「就学援助費交付申請書兼世帯票」を学校の担任へ提出してください。
- 認定：世帯の所得額や学校長の意見、地区民生委員の意見を参考にしながら認定いたします。認定結果は、教育委員会からお知らせいたします。
- 支給方法：支給は、年3回保護者に支給いたします。

川俣町奨学資金貸与

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線2003]

川俣町では、経済的な理由で修学することが困難な方のために、奨学資金を貸与します。

- 対象者：次の要件をすべて満たす方
 - (1) 川俣町に保護者とともに引き続き1年以上住居を有すること。
 - (2) 高等学校以上の教育を受ける者で品行が正しく学術に優れ身体強健であること。
 - (3) 経済的理由により修学困難と認められること。

●奨学資金の金額

区分	高等学校及び高等専門学校(1~3年)の在学者	短期大学校(福島県立農業短期大学校を含む)在学者、高等専門学校4年生以上在学者及び専修学校(専門課程)の在学者	大学在学者
月額	35,000円以内	60,000円以内	64,000円以内

川俣町奨学資金返還免除制度

[問い合わせ 学校教育課 学校教育係 内線2003]

本町への優秀な人材の定住や、町内企業等に就業することによる地域活性化を目的とし、奨学資金の返還を免除します。

- 対象者：次の要件をすべて満たす方
 - (1) 3年以上継続して町内に住所を有し、川俣町内で就業していること。
 - (2) 川俣町奨学資金の返還及び町税等の滞納がないこと。
 - (3) 川俣町奨学資金の貸与を受け、返還中であること。

●免除額：貸与額の2分の1まで

区分	貸与額	免除額（上限）
大学	3, 072, 000円	1, 536, 000円
短期大学等	1, 440, 000円	720, 000円
高等学校	1, 260, 000円	630, 000円

※区分ごとに最高額を貸与した場合の上限となっています。

放課後の預かり・子どもの居場所



〔問い合わせ 子育て支援課 幼児教育係 内線 2303〕

●わいわいクラブ（放課後児童クラブ）

下校後、就労等により保護者が家庭にいない小学1年生から6年生までの児童を対象に、放課後における安全な遊びの場の提供や生活指導などを行います。

●開設場所（令和6年度から旧すみよし保育園で実施）

クラブ名	住 所	定員	電話番号
わいわいクラブ	川俣町字五百田21	70名	024-565-5027

●開設時間

月～日曜日（お盆及び年末年始は休み）

平日（就学日）：放課後～午後7時20分

土・日曜日、長期休業日等（非就学日）：午前7時～午後7時

●保育料 <通常保育>

各月初日の児童の属する世帯		月額保育料 (1人目)	月額保育料 (2人目)	月額保育料 (3人目以降)
区分	定 義			
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	市町村民税非課税世帯	3, 000円	1, 500円	300円
3	市町村民税所得割非課税世帯	4, 500円	2, 250円	450円
4	市町村民税所得割課税世帯	6, 000円	3, 000円	600円

●保育料 <短期保育> 1か月の利用日数が12日未満の場合

各月初日の児童の属する世帯		日額保育料 (1人目)	日額保育料 (2人目)	日額保育料 (3人目以降)
区分	定 義			
1	生活保護法による被保護世帯	0円	0円	0円
2	上記以外の世帯	500円	250円	250円

●手続き

届出場所	川俣町役場 子育て支援課 幼児教育係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">放課後児童保育申込書（係の窓口で配布、または町のホームページからダウンロード）証明書（勤めている方：就労証明書／就職が決まっている方：採用証明書／自営業の方：申立書など）本年1月1日以降に転入された方は、前住所市町村が発行する「所得課税証明書」 <p>※詳しくは担当までお問い合わせください。</p>

● たのしい教室（放課後子ども教室）

「たのしい教室」は、放課後に学校や地区公民館等を活用して、子ども達の安全な居場所を設けるとともに、地域の方々の協力を得て、学習やスポーツ、交流活動等を体験・学習できる学びの場です。

●開設場所

教室名	実施場所	活動中連絡先
川俣たのしい教室	川俣小学校	080-8226-6096
富田たのしい教室	小神公民館	080-1650-8750
福田たのしい教室	福田公民館	080-1650-3894
小島たのしい教室	小島公民館	024-566-3297
福沢たのしい教室	羽山の森美術館	080-1650-3896
※飯坂たのしい教室	飯坂公民館	—

※飯坂たのしい教室は、参加希望がないため、現在休止中です。

●開設時間：各教室により異なりますので、子育て支援課へお問合せください。

●料金：原則無料（ただし、活動内容によっては材料代等を負担していただく場合があります）

●利用の申込：「たのしい教室参加申込書」に必要事項を記入し子育て支援課へ提出してください。



ひとり親家庭になったとき（経済的な支援）



★ 児童扶養手当

〔問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302〕

父又は母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるために支給されます。

ただし、公的年金や遺族補償等を受けている方や所得制限に該当する方は、手当の全部または一部が支給されない場合があります。

●受給対象者：18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身に一定の障がいがあるときは20歳未満）を監護している母、監護しつつ生計を同じくする父、または父母に代わってその児童を養護している方

●手当額（令和7年4月現在）

区分	全部支給の場合	一部支給の場合
児童1人のとき	月額46,690円	所得に応じて月額11,010円から46,680円まで10円きざみの額
児童2人目以降	月額11,030円	所得に応じて月額5,520円から11,020円まで10円きざみの額

●手続き

申請場所	川俣町役場 子育て支援課 子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none"> 請求者と対象児童の戸籍謄本または抄本 請求者と対象児童が同居する世帯全員の住民票写し 請求者名義の預金通帳の写し 個人番号カード (無い場合は、通知カードと本人確認の証明書) その他必要書類 <p>※要件によって違いますので詳しくは窓口でお尋ねください。</p>

★ひとり親家庭医療費助成事業

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

ひとり親家庭の経済的負担軽減のため、医療費の一部を助成しています。ただし所得制限等に該当する方は助成を受けられない場合があります。

●対象者：ひとり親家庭等の18歳未満の児童とその児童を養育している方。

●助成内容：対象者が医療機関の窓口で支払った医療費（各種医療保険適用による自己負担分）について、同一受診月ごとに1つの世帯の自己負担額を合算して1,000円を超えた場合に、その1,000円を超えた金額が給付されます。資格登録後、受給者証が交付されますので、医療費助成申請書に医療機関に支払った領収書を添付し、子育て支援課へ提出してください。

●手続き

申請場所	川俣町役場 子育て支援課 子育て支援係
持参するもの	<ul style="list-style-type: none">・資格確認書等（親と児童）・戸籍謄本・請求者名義の預金通帳の写し・その他必要書類 <p>※要件によって違いますので詳しくは窓口でお尋ねください。</p>

★ひとり親家庭小学校入学祝金

[問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 ☎565-3761]

ひとり親家庭の児童が、川俣町立小学校に入学するにあたり、1人5,000円分の川俣町商品券と1世帯2,000円分の町内で利用できる食事券を贈呈します。

4月中に地区民生委員を通じて贈呈します。

★ひとり親家庭食事券給付

[問い合わせ 川俣町社会福祉協議会 ☎565-3761]

18歳未満の子どものいるひとり親家庭及び父母のいない児童家庭で、「川俣町ひとり親家庭医療費助成事業」に該当する方及び生活保護世帯の方に、親子でふれあいの会食に役立てていただくよう、1人1,000円分の食事券を給付いたします。該当者には、5月中に地区民生委員を通じて贈呈します。

★ひとり親家庭中学校卒業図書カード贈呈

〔問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302〕

ひとり親家庭のお子さんが、川俣町立中学校卒業にあたり、1人2,000円分の図書カードを贈呈します。お子さんあてに郵送いたします。

★母子父子・寡婦福祉資金貸付

〔問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302〕

母子父子家庭等の経済的自立や児童の福祉向上を図るため、各種資金を無利子または低金利で貸し付ける制度です。

●母子・父子福祉資金

- (1) 20歳未満の児童を扶養している配偶者のいない女子または男子
- (2) 20歳未満の父母のいない児童
- (3) 配偶者のいない女子または男子が扶養している児童

●寡婦福祉資金

- (1) 母子家庭で子どもが成人した母親など

●申込み方法

子育て支援係で受付を行い、福島県が審査をして貸付を決定します。申込みに必要な貸付申請書等の用紙は、子育て支援係にあります。貸付金の種類は就学資金や結婚資金などがあります。

詳しいことは、子育て支援係にお尋ねください。

ひとり親家庭になったとき（相談・支援）



★就業・職業紹介

〔問い合わせ 福島県母子家庭等就業・自立支援センター
☎ 0120-650-110〕

母子家庭のお母さんや寡婦の方、父子家庭のお父さんを対象に就業に関する相談から情報の提供、職業紹介にいたる一貫した就業支援を行っています。

●利用時間：月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前9時～午後5時

※事前予約にて、土日や夜間等も対応します。

●場 所：株式会社トーネット本社（福島市八木田字中島36-1）



子どもに障がいのあるとき（経済的な支援）

★ 特別児童扶養手当

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

身体または精神に中度または重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設などに入所している場合は、支給されません。

障がい程度が該当しても、本人や配偶者及び扶養義務者の所得によって、支給が停止されることあります。

●手当額（令和7年4月）

1級（重度障がい）児童1人につき	月額56,800円
2級（中度障がい）児童1人につき	月額37,830円

★ 障害児福祉手当

[問い合わせ 保健福祉課 地域福祉係 内線 1402]

20歳未満であって、精神又は身体に重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を要する方に支給されます。ただし、児童が障がいを事由とする年金を受け取ることができる場合や、施設などに入所している場合は、支給されません。

障がい程度が該当しても、本人や配偶者及び扶養義務者の所得によって、支給が停止されることあります。

●支給月額 16,100円（令和7年4月現在）

★ 心身障害者扶養共済制度について

問い合わせ 福島県 保健福祉部 障がい福祉課
☎024-521-7170

「心身障害者扶養共済制度」は、障がいのある方を育てている保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）が毎月掛金を納めることで、保護者が亡くなったときなどに、障がいのある方に対し、一定の年金を生涯支給するというものです。

次の二つの条件のいずれかがてはまる場合、掛金が免除となります。

○保護者の年度初日（4月1日）の年齢が65歳以上となったとき

○加入して20年が経過したとき

※掛金は加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢により変わります。

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

※制度の見直しにより、掛金が改定される場合がありますのでお申込み前に上記問い合わせ先へご確認ください。

※掛金は2口まで加入可能です。



子どもに障がいのあるとき（生活支援）



[問い合わせ 保健福祉課 地域福祉係 内線 1404]

★ 障害者手帳

●身体障害者手帳

身体に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から6級までの手帳が交付されます。

●療育手帳

知的に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、「A（最重度、重度）」「B（中度、軽度）」の手帳が交付されます。

●精神障害者保健福祉手帳

精神に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がいの程度に応じて、1級から3級までの手帳が交付されます。

★ 障がい福祉サービス

障がいのある方が、日常生活を営むために必要な各種サービスを利用できます。利用には、原則1割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担があります。

サービスには、居宅介護、児童発達支援、短期入所、日中一時支援等のサービスがあります。

原則、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方と難病の方が対象となります。利用したい場合は、ご相談ください。

●放課後等児童デイサービス

発達障害のあるお子さんや発達に特性のあるお子さんが、授業終了後や夏休みなどの長期休業中に利用できる福祉サービスです。

★ その他のサービス

※ 身体障害者手帳を所持している方が、以下のサービスを利用できます。

●補装具交付：障がいに応じて義肢、装具、歩行器、杖、車いす、眼鏡、補聴器などの交付・修理を受けられます。（原則 1割自己負担）

●日常生活用具給付：在宅の重度障がい児・者等に日常生活に必要な用具（電気式吸入吸引器、特殊寝台、特殊便器など）の給付、貸与を行います。（原則 1割自己負担）

子どもの遊び場



[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

おてひめわくわくランド（子どもの屋内運動場）



☎572-3502

●場所：川俣町字新中町84-3

●利用時間

1回目：10:00～11:30

2回目：13:00～14:15

3回目：14:45～16:00

●利用対象者

1階：乳幼児から未就学児（砂場のみ小学生も利用できます）

2階：年中さん（年度内に5歳になるこども）から小学6年生まで

※町内にお住まいの方、定期的にご利用される方には、

利用者カードを発行します。（推奨）

※町外からおいでになる方には、受付記録をご記入いただきますので、案内にお申し出ください。

●定休日：木曜日（祝日にあたるときは翌日等の平日）

／12月29日～1月3日

●利用上の注意

- ・親子で安全にご利用いただく施設ですので、保護者はこどものそばを離れずに、一緒にいてください。

- ・安全のため、こどもは素足で入場してください。

- ・遊具を傷つけたり、破損させるおそれがありますので、アクセサリー、時計などは外してからご利用ください。また、紛失のおそれがありますので、ポケットの中のものはすべて出してからご利用ください。（※コインロッカーが無料で利用できます）

- ・ごみはお持ち帰りください。（おむつも持ち帰りをお願いします）

- ・水分補給は、休憩コーナーをご利用ください。

- ・発熱・発疹・下痢・咳・風邪などの症状がある場合及び伝染性疾患の疑いがある場合は入場できません。

- ・敷地内における事故、トラブル等については、一切の責任を負えません。

- ・ペットの同伴はできません。



▲2階部分。スタッフが見守っています。



▲1階部分。赤ちゃん向けの遊具も備えています。

■ 子育てほっとステーション (13ページ再掲)

[問い合わせ 子育て支援課 子育て支援係 内線 2302]

お子さんが遊べる遊具をたくさん用意しています。開催日のお好きな時間帯に、お気軽に立ち寄りください。

- 開催場所：川俣町保健センター 多目的ホール
- 開催時間：毎週 水・木・金 午前9時～午後2時
 - ・親子でゆっくり過ごしたり、親どうしや子どもどうしで交流したり、スタッフさんとおしゃべりしたり、一緒にお弁当を食べたり、親子の時間を楽しめます。
 - ・事前の予約はいりません。ご自由にご参加ください。
 - ・子育てに関する相談もできます。
 - ・月1回程度、手遊びやわらべうた、紙芝居、親子体操などのイベントを実施中です。
 - ・子育て中の保護者と集まって、心理師や助産師、保健師といっしょにおしゃべりする「子育ておしゃべり会」を開催します。
 - ・イベント、おしゃべり会の予定は、QRコードを読み込んで、町のホームページからご確認ください。



■ 子育て支援センター (かわまた認定こども園内)

[お申込み・お問い合わせ 子育て支援センター ☎ 572-6133 (直通)]

かわまた認定こども園内に設置されたセンターです。お子さんの在園の有無にかかわらず、子育て中の方ならどなたでもご利用できます。保育士がこどもや親子の遊びを手助けしたり、発育や発達に関する悩みに対応したりするほか、各種イベントをご用意してお待ちしています。

- 開催場所：かわまた認定こども園（川俣町字川原田46番地）
- 電話受付：毎週 月～金 午前8時30分～午前9時まで受け付け
- 利用時間：毎週 月～金 午前9時30分～11時30分／午後3時15分～4時15分
- お悩み相談（要予約）：毎週水曜日・午後3時から4時（※来園の場合）



▲子育て支援センター

お車で行ける 遊具の設置場所

名 称・所在地	遊 具
<p>川俣町中央公園</p> <p>●所在地：川俣町字寺久保(国道 349 号線から駐車場に入れます)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 複合遊具 <p>※中央公園駐車場付近</p>  <ul style="list-style-type: none"> ジャングルジム、スプリング遊具、ブランコ、すべり台 <p>※「ちびっこ広場」</p>  
<p>川俣児童遊園</p> <p>●所在地：川俣町字大作 19-1(大作集会所駐車場をご利用ください)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ジャングルジム、ブランコ、うんてい、シーソー 
<p>おじまふるさと交流館</p> <p>●所在地：川俣町大字小島字町畠 12</p>	<ul style="list-style-type: none"> ジャングルジム、ブランコ、うんてい、シーソー、タイヤ <p>※旧小学校の遊具が使えます。</p>  

不妊に関するご相談・支援



● 不妊治療および不育症治療費等助成事業

[問い合わせ 保健福祉課 健康増進係 内線 2202]

不妊治療・検査等に要した費用の額から、福島県から助成を受けた額を差し引いた金額を助成いたします。

●対象者 次の要件を全て満たす方

- ① 令和7年4月1日以降に終了した治療検査（令和6年3月31日までに終了したものは助成対象外）
- ②福島県不妊治療支援事業または福島県不育症治療費助成事業、福島県不育症検査費助成事業の助成決定を受けていること。
- ③ 夫婦又は夫婦のいずれか一方が町内に住所を有していること。
- ④ 現在、夫婦又は夫婦のいずれか一方が他の市町村において特定不妊治療費の助成を受けていないこと。
- ⑤ 夫婦いずれも町税の滞納がないこと。

●助成額

- ①不妊治療・検査：不妊治療・検査に要した費用の額から、県から助成を受けた額を差し引いた金額（上限 20 万円）。
- ②不育症治療：治療に要した費用の額から、県から助成を受けた額を差し引いた金額（上限 15 万円）。
- ③不育症検査：検査に要した費用の額から、県から助成を受けた額を差し引いた金額（1回の検査につき上限 5 万円）。

●申請締切：福島県特定不妊治療費助成等の決定があった日の属する年度の3月31日まで

● 女性のミカタ健康サポートコール 024-535-5615

[問い合わせ 福島県 県北保健福祉事務所]

予期しない妊娠や、女性のからだに関する相談に保健師がお電話で対応します。お気軽にどうぞ。

●相談時間：平日の午前9時～午後5時

●主な相談内容：妊娠や出産等の女性の心やからだの悩み、思春期、更年期に関するこ ほか

✿ 女性のための相談支援

問い合わせ 女性のための相談支援センター
☎ 024-522-1010
(☎ 専用電話024-522-1010)

女性が抱える様々な問題や悩みの相談に対して、総合的な支援を行っています。

結婚、離婚、男女間のトラブル、家庭不和、DV（配偶者からの暴力）など女性からのあらゆる相談に応じます。

●相談時間 午前9時～午後9時（祝日、年末年始を除く毎日）

●相談方法 電話、来所

●所在地 福島市上浜町6-3

◆家族から暴力を受け、避難するなど緊急の場合は 110番 警察へ

✿ 性差医療センター（福島県立医大付属病院）

問い合わせ 福島県立医大付属病院性差医療センター
☎ 024-547-1407

福島県立医大付属病院では、女性専門外来を設け、きめ細やかな診療を提供しております。

月曜日から金曜日まで、完全予約制で診療いたします。詳しくは県立医大付属病院までお問い合わせください。

悩み・困りごと・いのち・人権に関する相談窓口



内 容	問い合わせ先	相談時間	電話番号
子どもの発育・発達や健康、ひとり親の福祉に関すること	県北保健福祉事務所	月～金 8:30～17:15	024- 534-4155
0～18歳までのお子さんの身近な相談窓口。誰もが抱える子育ての悩みに丁寧にお答えします。子ども本人からの相談も受け付けます。	児童家庭センターあおば	月～金 8:30～17:30	024 597-8823
子どもの非行、しつけなど、児童福祉に関すること	福島県中央児童相談所	月～金 8:30～17:15	024- 534-5101
虐待を受けていると思われる子どもを見つけた時	児童相談所共通ダイヤル	いち 1 はや 8 く 9 (無料)	
いじめ問題他不登校、体罰などの教育相談電話 ※子どもも大人も匿名で相談できます。	福島県教育センター	月～金 10:00～17:00	0120- 453-141 (無料)
いじめや困ったことがあった時	ふくしま24時間子どもSOS (県教育委員会)	毎日24時間	0120- 916-024 (無料)
SNS相談 (LINE) 家庭や家族の悩み、子育ての不安、ヤングケアラー、不登校など子育てに関する悩み、困っている時、誰かに聞いてほしい時など、名前を言わずに相談できます。	ふくしま親子・ヤングケアラーのための相談 (県児童家庭課)	毎日24時間	 もしくは https://lin.ee/R005Ygx
いじめ関係	いじめ110番 (県警察本部)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	0120- 795-110 (無料)
青少年及び保護者の悩みなどに関すること	ヤングテレホン (県警察本部)	月～金 9:00～17:00 (祝日、年末年始を除く)	024- 525-8060

子どもの人権にかかわること（いじめや虐待など）	子どもの人権110番 (福島地方法務局)	月～金 8:30～17:15	0120- 007-110 (無料)
いのちにかかわること、 心の健康相談や精神医療に かかわること、思春期の悩み など	福島いのちの電話	毎日 10:00～22:00	024- 536-4343
	自殺予防いのちの電話	毎月10日 8:00～翌朝8:00	0120- なやみーこころ 783-556

※上記の他、川俣町役場関係各係で相談をお受けいたします。連絡先は本誌最終ページをご覧ください。

子どもが けが・病気になったとき



⊕ 医療機関のかかり方

- 「かかりつけ医」をもちましょう。
- 休日や夜間に受診できる医療機関を確認しましょう。
- 重症の場合、命にかかわるような症状の場合は 119番を！！

落ち着いて次のことを伝えましょう。

- ・自分の名前、住所、電話番号
- ・子どもの氏名、年齢、性別
- ・いつから、どうなったのか病状の説明
- マイナンバーカードまたは資格確認書等、お薬手帳、現金をお持ちください。

⊕ 川俣町の休日当番医

- QRコードでホームページをご確認ください。

毎月発行の「広報かわまた」または、

川俣町公式LINE「Ka-LINE」

「おしらせメール」でも配信しています。

※毎月1日ごろに当月分を配信します。



▲休日当番医



▲Ka-LINE
お知らせメール

- 休日当番医について、次の点にご協力をお願いします。

- ・診察時間は、午前9時から午後5時までです
- ・急病人だけが対象です。再診はご遠慮ください。
- ・発熱や風邪様症状のある方は電話で受信方法をご確認ください。
- ・当番医は、原則として標ぼうしている診療科のみの対応となります。
- ・診察予定となる当番医療機関は変更になる場合がありますので、受診する際は必ず医療機関にご確認ください。

病院・医院名	電話番号 (市外局番 024)	所在地
むとうこどもクリニック	565-2435	川俣町字瓦町 31
あんざい整形外科クリニック	565-3511	川俣町大字鶴沢字川端 28
済生会春日診療所	566-2707	川俣町字五百田 20-1
済生会川俣病院	566-2323	川俣町大字鶴沢字川端 2-4
十二社内科外科	597-8907	川俣町大字羽田字十二社 5-1
鈴木内科医院	565-2688	川俣町字新中町 21-3
村上医院	565-3637	川俣町字本町 44-1

※済生会川俣病院は内科のみの対応

※あんざい整形外科クリニックは、整形外科医・内科医が在所しています。

⊕ 福島県子ども救急電話相談 #8000 ※局番なし。携帯電話・プッシュ回線

または ☎024-521-3790 ※ダイヤル回線

- 夜、突然子どもの具合が悪くなったとき、病院に行くか救急車を呼ぶか迷ったときなど、お気軽にご相談ください。
- 相談対象：夜間急に具合の悪くなった子どもの保護者等
- 相談時間：毎日午後6時～翌朝8時まで
- 相談対応者：看護師、保健師及び医師

(※15歳以上の方のご相談は、#7119または024-524-3020毎日24時間受付)

⊕ 福島市夜間休日急病センター ☎024-525-7672

※救急医療を本当に必要とする人のためのセンターです。

適正受診にご協力ください。



●場所：福島市上町5番6号 紙町テラス2階

●夜間の診療について

○診療日：毎日

▲福島市夜間・休日
急病センター

○診療時間および診療体制

診療時間および診療体制の詳細

診療体制	診療時間 19時00分 ～22時00分	診療時間 22時00分 ～23時00分	診療時間 23時00分 ～7時30分
小児科	診察あり	なし	なし
内科系	診察あり	診察あり	診察あり
外科系	診察あり	診察あり	診察あり

○受付時間

午後6時30分から翌朝午前7時まで（診療時間の30分前）

●休日（小児科）の診療について

○診療日：毎月第2・第4日曜日（小児科の休日当番として診療）

○診療時間および受付時間

診療時間および受付時間の詳細

小児科のみ	午前	午後
診療時間	9時00分～12時00分	13時00分～17時00分
受付時間	8時30分～11時30分	13時00分～16時00分

⊕ 福島市休日救急歯科診療所

- 場所：福島市保健福祉センター（福島市森合町10-1）1階
 - 診察日：日曜日・祝日・年末年始（12月30日～1月3日）
 - 受付時間：午前9時～午前11時30分／午後1時～午後4時30分
 - 診察時間：午前9時～午前12時／午後1時～午後5時
 - 電話：診察時間内 024-525-7673／診察時間外 024-572-7602
- ※ホームページで注意事項等をご確認ください。

⊕ 福島県医療情報ネット

- 福島県内の医療機関、薬局が検索できます。



▲または「福島県医療情報ネット」で検索

子育て支援ガイドブック

企画・編集・発行
川俣町教育委員会 子育て支援課 子育て支援係
Mail : kosodate@town.kawamata.lg.jp

川俣町役場 各担当窓口・お問い合わせ先

福島県伊達郡川俣町字五百田30番地 電話 024-566-2111
FAX 024-566-2438

内 容	担 当	受付時間	電話番号
学校に関すること	川俣町教育委員会 学校教育課		内線 2002
認定こども園、幼稚園に 関すること	川俣町教育委員会 子育て支援課 幼児教育係	月～金 8:30 ～ 17:15	内線 2302
子どもの養育や子育て 環境、虐待に関するこ と	川俣町教育委員会 子育て支援課 子育て支援係		内線 2303
育児不安や子育ての悩 みに関するこ と	川俣町保健福祉課 健康増進係		内線 2202